

農学部・生物資源環境科学府・農学研究院 中期目標・中期計画

中期目標	中期計画	対応する 全学の中 期計画番 号
<p>(前文) 農学研究院の基本的な目標 九州大学農学部は、大正8年2月に東京大学、北海道大学について全国3番目の農学部として設置された。設置以来、我が国を含むアジアモンスーン地域の農業生産、農業生産環境の整備、農業生産物の利用に関して幅広い研究と教育を行い、数多くの有為な人材を関連分野の学界、行政機関および産業界に輩出してきた。しかし、農学を取り巻く情勢は部局設置当時とは大きく変貌している。特に、生物科学領域における爆発的な技術革新は、農学およびその関連分野にも大きな影響を与えた。一方、我が国での安全・安心な食料・生活資源の安定供給、食料自給率の向上、生物資源・機能の高度利用、地球規模での食料・環境問題の解決等、農学が貢献すべき分野はさらに拡大を続けている。</p> <p>このような状況のなか、農学研究院では「生命、水、土、森、そして地球から学び得た英知を結集し、人類の財産として次世代へ伝え、人類と地球環境の豊かな共存を目指して、進化する農学を実現する」という理念を定め、「生物資源・環境に関する教育研究、国際協力、社会連携を通して、食料・生活資材の安定供給、生物生存環境の保全および人類の健康と福祉に貢献すること」を使命とした。この理念と使命のもとに、九州大学学術憲章と九州大学全体の中期目標に沿った形で第二期中期目標・中期計画を策定し、部局独自の教育、研究、社会・国際貢献を推進する。</p> <p>教育においては、食・環境・自然・社会に広く関心を持ち、優れた行動力とリーダーシップ、国際性、課題設定・解決力を備え、長期的・広角的視野を持つ人材を育成する。</p> <p>研究においては、①生物機能の解明・利用・創生を目指した新農学生命科学領域、②生物多様性に配慮した環境調和型・物質循環型の持続的な生物生産システムを構築する環境科学領域、③アジアモンスーン地域における生物資源、生物利用、環境保全、農村開発を行う国際アグリフードシステム領域、及び④食料の機能性・安全性に関する研究、信頼できる食料供給システムの構築を推進する食科学領域を4本柱として強力に推進する。</p> <p>さらに、地域社会、産業界、国際社会等との連携のもとに、農学の教育研究活動によって産み出される知的成果を広く社会に還元するとともに、市民の食・健康・環境への関心の高まりに具体的に添えていく。</p>		
<p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標</p> <p>1 教育に関する目標</p> <p>(1)教育内容および教育成果等に関する目標</p> <p>①学士課程 (教育の内容及び方法)</p> <p>1. 世界的な視野、自律的学習能力と課題設定・問題解決能力、行動力とリーダーシップを備えた学士を育成するため、教育内容及び方法を整備・改善し、一貫した学士課程教育を実施する。</p> <p>(教育の成果)</p> <p>2. 農学部の特性に応じた教育の成果を上げる。</p>	<p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 教育に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1)教育内容および教育成果等に関する目標を達成するための措置</p> <p>①学士課程 (教育の内容及び方法)</p> <p>1. 学士(農学)としての到達目標を明確にし、学生が学位取得に至るプロセスを自覚できる体系的なカリキュラムを整備・充実する。 1</p> <p>2. 高い教養を涵養することを基本とし、その上に専門的能力を育成する。特に、食・環境・自然・生物に関心をもつ人材の育成に配慮した教育内容を整備・充実する。 2</p> <p>3. 学生参画型授業や双方向型の教育方法並びにインターンシップ等の体験型の教育方法を強化・充実する。 3</p> <p>4. 学習の活性化を促進するため、教材の整備・充実及び開発を行う。 4</p> <p>(教育の成果)</p> <p>5. 教育目標の達成状況を検証・評価できる適切な取組を継続的に実施する。 5</p> <p>6. 農学部の教育目標の特性に応じ、履修状況、資格の取得状況及び卒業後の進路等の定量的・定性的指標において高い水準を維持する。 6</p>	

中期目標	中期計画	対応する 全学の中期 計画番号
<p>②大学院課程 (教育の内容及び方法)</p> <p>3. 世界に通じる研究・開発能力、行動力とリーダーシップを有する人材を育成するために、教育内容及び方法を整備・改善し、体系的な教育を実施する。</p> <p>(教育の成果)</p> <p>4. 生物資源環境科学府の特性に応じた教育の成果を上げる。</p> <p>(2)教育の実施体制等に関する目標 (教育組織・実施体制)</p> <p>5. 世界をリードする生物資源環境科学府の研究・教育拠点にふさわしい教育を実施するために、教育組織及び実施体制を整備・強化するとともに、社会的要請等を考慮して適切に入学定員を管理する。</p> <p>(教育活動の改善)</p> <p>6. 世界をリードする生物資源環境科学府の研究・教育拠点にふさわしい教育を実施するために、教育活動を点検・評価し、改善する仕組みを構築する。</p> <p>(3)学生への支援に関する目標</p> <p>7. 世界をリードする生物資源環境科学府の研究・教育拠点にふさわしい教育を実施するために、多面的な角度から学生を支援する。</p>	<p>7. 教育の成果に対する学内外からの評価において高い水準を維持するとともに、ステークホルダーとの信頼関係を構築する。</p> <p>②大学院課程 (教育の内容及び方法)</p> <p>8. 新カリキュラムにおける到達目標に応じ、学位取得に至るプロセスを明確にした体系的な教育を実施する。</p> <p>9. 創造性豊かな優れた研究・開発能力と高度な専門的知識・技能に加えて、行動力とリーダーシップを涵養するために、先端的な理論教育及び実践教育を実施する。</p> <p>10. 時代の動向と社会の要請に対応するため、新たな学問領域を踏まえた学際的教育を実施する。</p> <p>(教育の成果)</p> <p>11. 学生の修得した知識・技能とその展開力、行動力とリーダーシップという観点から、教育の達成状況を検証・評価する適切な取組を実施する。</p> <p>12. 生物資源環境科学府の教育目標の特性に応じ、学位取得状況及び修了後の進路等の定量的・定性的指標において高い水準を維持する。</p> <p>13. 教育の成果に対する国内外からの評価において高い水準を維持するとともに、ステークホルダーとの間の信頼関係を構築する。</p> <p>(2)教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置 (教育組織・実施体制)</p> <p>14. 学府・研究院制度を活用し、育成する人材像に応じた教育組織を整備・強化するとともに、入学定員を適切に管理する。</p> <p>(教育活動の改善)</p> <p>15. 教育の状況及び教育の成果に関する定量的・定性的な分析を継続的に行い、教育内容・方法等を改善する。</p> <p>16. 教育活動の評価制度や教育改善事例等の調査・研究を通じ、教職員等の職能開発プログラムを強化・充実する。</p> <p>(3)学生への支援に関する目標を達成するための措置</p> <p>17. 学生の自主的学習や課外活動が円滑に行われるために、環境作りや支援体制を整備・充実する。</p> <p>18. 生涯を通じた持続的な自己開発力を自ら発揮できるように、修学年次に応じたキャリア形成支援を実施する。</p> <p>19. 学生の心身の健康維持のために、学生生活に関する相談・支援体制を充実・強化する。</p>	<p>7</p> <p>8</p> <p>9</p> <p>10</p> <p>11</p> <p>12</p> <p>13</p> <p>14</p> <p>16</p> <p>17</p> <p>18</p> <p>19</p> <p>20</p>
<p>2 研究に関する目標 &lt;基本的指針&gt; 人類と地球環境の豊かな共存を目指して、進化する農学を実現する学術研究活動を展開し、その成果を社会に還元する。 ○魅力ある学術環境を整備し、農学の新しい学問分野や融合研究の発展及び創成を促進する。 ○世界的水準の農学研究や、国際社会・国・地域の持続可能な発展に貢献する研究を推進する。</p> <p>(1)研究水準及び研究の成果等に関する目標</p> <p>①研究水準・成果</p> <p>8. 世界をリードする生物資源環境科学府の研究・教育拠点にふさわしい卓越した学術研究を行う。</p> <p>②成果の社会還元</p> <p>9. 研究成果を積極的に公開して社会連携活動を推進し、生物産業の進展や新たな生物産業創成に貢献する。</p>	<p>2 研究に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1)研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置</p> <p>①研究水準・成果 (基礎研究)</p> <p>20. 4つの重点領域(生命、環境、アジア、食)の基礎研究を推進し、卓越した成果を上げる。</p> <p>(課題研究)</p> <p>21. 4つの重点領域(生命、環境、アジア、食)の研究領域を中心に国家的政策課題に対応した研究を推進し、独創的・先端的な研究成果を上げる。</p> <p>(新領域への展開)</p> <p>22. 部局横断的な総合的・学際的共同研究を推進し、成果を上げる。</p> <p>②成果の社会還元</p> <p>23. アジアや国内の研究機関との学術研究交流を推進し、産学官共同研究を介して研究成果の社会還元を図る。</p>	<p>21</p> <p>22</p> <p>23</p> <p>24</p>

中期目標	中期計画	対応する 全学の中期 計画番号
<p>(2) 研究実施体制等に関する目標</p> <p>① 研究組織及び実施体制</p> <p>10. 世界をリードする生物資源環境科学の研究・教育拠点にふさわしい学術研究活動を促進するための研究実施体制を再編・強化する。</p> <p>② 研究支援体制</p> <p>11. 世界をリードする生物資源環境科学の研究・教育拠点にふさわしい学術研究活動を行うために必要な支援体制を整備する。</p>	<p>(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置</p> <p>① 研究組織及び実施体制</p> <p>(組織)</p> <p>24. 進化する農学を実現する研究に柔軟に対応できる研究体制を構築する。</p> <p>(人事)</p> <p>25. 学術研究活動の高度化を促進するため、戦略的見地に立った公正で透明性の高い人事を遂行し、優秀な研究者を確保する。</p> <p>(共同利用)</p> <p>26. 研究設備・機器を集約化し、技術系職員の技能向上を推進して最先端の研究を実施する体制と機能を強化する。</p> <p>② 研究支援体制</p> <p>(支援体制)</p> <p>27. 高水準の農学研究遂行に資するため、組織的な研究戦略・企画体制を強化する。</p> <p>28. 優れた若手研究者・女性研究者を養成する支援体制を組織的に強化する。</p> <p>(評価と支援)</p> <p>29. 教員や技術系職員の役割分担を明確化し、役割に応じた公正な評価制度と業績に報いる制度を整備する。</p>	<p>25</p> <p>26</p> <p>27</p> <p>28</p> <p>29</p> <p>30</p>
<p>3 その他の目標</p> <p>&lt;基本的指針&gt;</p> <p>歴史的つながりや地理的近接性を活かし、アジア諸国を重視した世界的研究・教育拠点としての社会との幅広い連携活動を展開する。</p> <p>(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標</p> <p>12. 農学の世界的研究・教育の拠点として、社会との幅広い連携活動を展開する。</p> <p>(2) 国際化に関する目標</p> <p>(教育の国際化)</p> <p>13. 世界的研究・教育拠点として、教育の国際化を推進する。</p> <p>(学術・学生交流)</p> <p>14. 世界的研究・教育拠点にふさわしい国際交流を展開するとともに、質の高い学生交流を促進する。</p> <p>(国際交流と産学連携)</p> <p>15. 世界的研究・教育拠点にふさわしい国際的な産学官連携や研究協力支援を推進する。</p>	<p>3 その他の目標を達成するための措置</p> <p>(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置</p> <p>30. 産学官連携及び自治体等との連携による各種プロジェクトを積極的に実施する。</p> <p>31. 国、自治体等の施策、事業に専門委員として関与する。</p> <p>32. 企業、自治体等の寄附講座の開設に向けた活動を推進する。</p> <p>33. 社会連携・社会貢献に対する研究院内の支援体制や広報体制を強化する。</p> <p>(2) 国際化に関する目標を達成するための措置</p> <p>(教育の国際化)</p> <p>34. 国際プログラム・プロジェクト等への積極的な参画や現地体験型教育等の実施により学生の国際交流を推進する。</p> <p>35. 農学部英語コースを開設し、世界的な視野と農学に関する専門性を兼ね備えた留学生を育成するとともに、レベルの高い留学生を引きつける。</p> <p>36. 生物資源環境科学府において、農学部英語コースと連携し、連続性のある体系的かつ質の高い留学生教育を実施するとともに、レベルの高い留学生を引きつける。</p> <p>37. 英語力の強化のため、英語力の継続的評価システムを整備するとともに、アウトソーシングも視野に入れて「効果の高い英語教育」の体制・内容を整備・充実する。</p> <p>38. 国際化に向けて、PhD教員及び外国人教員の採用数を増やす。</p> <p>39. 教員の国際化対応力を強化する。</p> <p>(学術・学生交流)</p> <p>40. 外国の大学・研究所等と、農に関する国際的共同研究の実施を促進する。</p> <p>41. 国際的な研究集会や外国人を招聘した公開講座、各種セミナー等を積極的に実施する。</p> <p>42. 留学生交流及び外国人教員・研究者の受入れを促進するための国際化推進体制を強化する。</p> <p>43. 北米を中心とした学術交流協定を拡大し、国際プログラム・プロジェクト等への積極的な参画や現地体験型教育等の実施による学生の国際交流を推進する。</p> <p>(国際交流と産学連携)</p> <p>44. アジアをフィールドに、亜欧米の大学・研究機関・産業界・民間団体等と連携した農に関する国際的共同プロジェクトの実施を促進するとともに、学内外の環境を整備する。</p>	<p>31</p> <p>33</p> <p>33</p> <p>34</p> <p>35, 38</p> <p>35, 38</p> <p>36</p> <p>36</p> <p>40</p> <p>38</p> <p>39</p> <p>34</p> <p>41</p>

中期目標	中期計画	対応する 全学の中期 計画番号
<p><b>Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標</b></p> <p>&lt;基本的指針&gt; 世界をリードする生物資源環境科学の研究・教育拠点の形成を目指して、業務運営の改善及び効率化を行い、協調性、弾力性を備えた組織体制・組織運営を推進する。</p> <p><b>1 組織運営の改善に関する目標</b> (組織)</p> <p>16. 世界的研究・教育拠点としての諸活動を支える組織運営体制を強化する。</p> <p>(人材)</p> <p>17. 世界的研究・教育拠点としての諸活動を促進するために、優れた人材の確保と教職員の資質向上を推進する。</p>	<p><b>Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</b></p> <p><b>1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置</b> (組織)</p> <p>45. 運営委員会のリーダーシップの下、教員と職員の連携機能を強化し、部局における将来構想実現を促進する。</p> <p>46. 外部評価、農学研究院等教育研究諮問会議の提言、及び農学研究院戦略Map、自己点検・評価による現状分析に基づき、社会や学問の変化に柔軟に対応した組織を編成する。</p> <p>(人材)</p> <p>47. 人事委員会による戦略的な人事制度を推進するとともに、国内外に公募することにより優れた人材の確保に務める。</p> <p>48. 教授・准教授と助教の構成比率の適正化を図る。</p> <p>49. 女性教員、若手教員、若手研究員の増員を図り、支援を強化する。</p> <p>50. 組織運営の改善に資する知識・能力を向上させるための研修プログラムを開発・実施する。</p> <p>51. 教員業績評価制度及び事務系職員業績等評価制度の改善・整備を継続的に行うとともに、評価活動及び評価結果を活用する。</p> <p>52. サバティカル制度を用い、教員の資質向上を推進する。</p>	<p></p> <p></p> <p></p> <p>55</p> <p>56</p> <p>57</p> <p>29</p> <p>58</p> <p>59</p> <p>58</p>
<p><b>Ⅲ 財務内容の改善に関する目標</b></p> <p>&lt;基本的指針&gt; 世界をリードする生物資源環境科学の研究・教育拠点として、財務内容の充実を図る。</p> <p><b>1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標</b></p> <p>18. 自立的な大学運営を行うために、外部資金等の自己収入を確保する。</p> <p><b>2 経費の抑制に関する目標</b> (1) 人件費以外の経費の抑制</p> <p>19. コスト意識を徹底し、管理的経費を抑制する。</p>	<p><b>Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</b></p> <p><b>1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>53. 外部資金等、自己収入の獲得に向けた取組を強化するとともに、その戦略的・効果的な配分を行う。</p> <p><b>2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置</b> (1) 人件費以外の経費の抑制</p> <p>54. 教職員・学生のコスト意識を高め、管理的経費を効率的に執行する。</p>	<p></p> <p></p> <p></p> <p>62</p> <p>64</p>
<p><b>Ⅳ 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標</b></p> <p>&lt;基本的指針&gt; ○農学研究院等の活動を国際的な水準から不断に点検・評価し、質の保証と活動水準の向上を図る。 ○農の世界的研究・教育拠点としての認知と信頼を一層高めるために、自らの活動の状況を積極的に発信する。</p> <p><b>1 評価の充実に関する目標</b> (質保証と改善の推進)</p> <p>20. 世界的研究・教育拠点としての九州大学における諸活動の質保証と改善に資する評価活動を行う。</p> <p><b>2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標</b> (説明責任)</p> <p>21. 世界的研究・教育拠点としての九州大学の諸活動に関する正確な情報を国内外に公開・発信する。</p>	<p><b>Ⅳ 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置</b></p> <p><b>1 評価の充実に関する目標を達成するための措置</b> (質保証と改善の推進)</p> <p>55. 部局の活動の実態を示すデータを効率的に収集・分析する機能を強化する。</p> <p>56. 評価を通じて、教育研究活動におけるPDCAサイクルを実質化する体制を構築する。</p> <p><b>2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置</b> (説明責任)</p> <p>57. 農学研究院等の教育研究活動の状況や自己点検・評価に関する情報を、恒常的かつ継続的に国内外に公開・発信する。</p>	<p></p> <p></p> <p></p> <p>66</p> <p>67</p> <p>68</p>

中期目標	中期計画	対応する 全学の中期 計画番号
<p><b>V キャンパス整備・その他業務運営に関する重要目標</b>            &lt;基本的指針&gt;            世界的研究・教育拠点にふさわしい21世紀型の都市型キャンパスを創造する。</p> <p><b>1 施設設備の整備・活用等に関する目標</b>            (研究・教育環境)</p> <p>22. 世界的研究・教育拠点にふさわしいキャンパス環境を計画的に整備する。</p> <p>(施設設備の有効活用と効率化)</p> <p>23. 地球温暖化等の環境に配慮した取組を進めるとともに、施設設備の適切な維持管理と有効活用を推進する。</p> <p><b>2 安全管理に関する目標</b></p> <p>24. 全学的な環境安全衛生管理体制機能を強化し、学生・教職員の安全と健康を確保する。</p> <p><b>3 法令遵守に関する目標</b></p> <p>25. 法令遵守の徹底に向けた取組を実施する。</p> <p><b>4 広報・百周年記念事業に関する目標</b>            (広報)</p> <p>26. 世界的研究・教育拠点としての九州大学への理解と支持を高めるために、関連情報を広く国内外に発信する。</p> <p>(百周年記念事業)</p> <p>27. 世界的研究・教育拠点としての飛躍的発展のために、百周年記念事業を積極的に展開する。</p>	<p><b>V キャンパス整備・その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置</b></p> <p><b>1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置</b>            (研究・教育環境)</p> <p>58. 全学の行程表に基づき、伊都新キャンパス農学系施設及び農場地区 (IV工区を含む) の移転に向け、基本計画、実施設計、造成工事等を進める。</p> <p>59. 都市と大学をつなぐ場としてのキャンパス環境を充実させる。</p> <p>(施設設備の有効活用と効率化)</p> <p>60. 移転にともなって、研究院内施設の共同化の検討を進めるとともに、エネルギーの効率的な利用と省資源化対策を検討する。さらに、施設設備の適切な維持管理と有効活用を推進する。</p> <p><b>2 安全管理に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>61. 法令等を遵守し、各事業場において主体的、組織的に適正な安全衛生活動を実施する。</p> <p><b>3 法令遵守に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>62. 学生・教職員の法令遵守に対する意識の向上を図るため、法令遵守に係る周知や研修等を行う。</p> <p><b>4 広報・百周年記念事業に関する目標を達成するための措置</b>            (広報)</p> <p>63. 部局の関連情報を広く国内外に発信するため、情報収集や発信等を効果的に遂行する体制や手法を強化する。</p> <p>(百周年記念事業)</p> <p>64. 百周年記念事業として、全学の事業への協力とともに、百年史の編纂事業に参画する。</p>	<p>69</p> <p>71</p> <p>72, 73</p> <p>74</p> <p>75</p> <p>77</p> <p>78</p>